# 愛知県公報

発行／愛知県　編集／総務局総務部法務文書課　（毎週火・金曜日発行）

目　　次

告　　示


| | | | |
|---|---|---|---|
| ○漁船損害等補償法による付保義務の発生 | 第425号 | （水産課） | 1 |
| ○急傾斜地崩壊危険区域の指定の全部改正 | 第426号 | （砂防課） | 1 |


公　　告


| | | |
|---|---|---|
| ○愛知県知事印の改刻 | （法務文書課） | 2 |
| ○認定鳥獣捕獲等事業者の鳥獣捕獲等事業に係る変更の認定 | （自然環境課） | 2 |
| ○大規模小売店舗の新設の届出 | （商業流通課） | 2 |
| ○土地改良区定款の変更認可（愛知用水土地改良区） | （農地計画課） | 3 |
| ○緊急防災等工事計画書の縦覧 | （同　　） | 3 |
| ○愛知県森林公園のゴルフ施設の指定管理者の指定の期間の変更 | （林務課） | 4 |
| ○公共測量の実施 | （用地課） | 4 |
| ○公共測量の終了 | （同　　） | 4 |
| ○都市計画土地区画整理促進区域の関係図書の縦覧 | （都市整備課） | 5 |
| ○開発行為の許可に基づく工事完了 | （建築指導課） | 5 |
| ○自動制御教育装置に関する一般競争入札の実施 | （高等学校教育課） | 5 |
| ○警備員指導教育責任者講習の実施 | （生活安全総務課） | 7 |
| ○落札者等の公示 | | 8 |


## 告　　示

愛知県告示第425号

　漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第２項の規定による届出を審査した結果、常滑、片名及び東幡豆加入区について、同法第112条第１項の規定による同意があったものと認めた。

　　令和７年10月17日

愛知県知事　大　村　秀　章

---

愛知県告示第426号

　令和２年愛知県告示第53号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の全部を次のように改正する。

　　令和７年10月17日

愛知県知事　大　村　秀　章

　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

　豊田市御所貝津町堂貝戸区域

豊田市御所貝津町堂貝戸及び丸山の区域内の土地のうち、次の１点から８点までを順次結んだ線及び１点と８点を結んだ線に囲まれた土地の区域

１点　北緯35度12分57秒8434　東経137度29分36秒7879
２点　北緯35度12分58秒1982　東経137度29分40秒4123
３点　北緯35度12分57秒9713　東経137度29分43秒0830
４点　北緯35度12分56秒1103　東経137度29分42秒7555
５点　北緯35度12分56秒2217　東経137度29分40秒1604
６点　北緯35度12分56秒7427　東経137度29分38秒9369
７点　北緯35度12分55秒9704　東経137度29分38秒7812
８点　北緯35度12分55秒8346　東経137度29分36秒7500

## 公　　　　　告

愛知県知事印を次のように改刻し、令和７年11月１日から使用を開始する。

令和７年10月17日

愛知県知事　大　村　秀　章

福祉総務課長管守
（一般文書用）

---

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の７第１項の規定に基づき、次のように認定鳥獣捕獲等事業者の鳥獣捕獲等事業に係る変更の認定をした。

令和７年10月17日

愛知県知事　大　村　秀　章

１　認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
　一般社団法人犬山猟友会
　犬山市大字羽黒字外山５番地34
　代表者　丸山　泰裕
２　変更の内容
　⑴　捕獲従事者の削除及び追加
　⑵　捕獲等をする鳥獣の種類の追加
３　変更の認定の年月日
　令和７年９月２日

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第５条第１項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和７年10月17日

愛知県知事　大　村　秀　章

１　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
　株式会社ダイハチ
　瀬戸市西追分町118番地
　代表取締役　田　　海溶
２　大規模小売店舗の名称及び所在地
　（仮称）クリエイトＳ・Ｄ瀬戸西追分店
　瀬戸市西追分町112ほか５筆
３　大規模小売店舗の新設をする日
　令和８年５月20日
４　大規模小売店舗の概要

| 届出事項 | | | 概要 |
|---|---|---|---|
| 小売業を行う者 | 氏名又は名称 | | 株式会社クリエイトエス・ディー |
| | 代表者の氏名 | | 代表取締役　瀧屋　幸彦 |
| | 住所 | | 横浜市青葉区荏田西二丁目３番地２ |
| | その他小売業を行う者 | | なし |
| 店舗面積の合計 | | | 1,422㎡ |
| 施設の配置に関する事項 | 駐車場 | 位置 | 縦覧による |
| | | 収容台数 | 60台 |
| | 駐輪場 | 位置 | 縦覧による |
| | | 収容台数 | 49台 |
| | 荷さばき施設 | 位置 | 縦覧による |
| | | 面積 | 47.3㎡ |
| | 廃棄物等の保管施設 | 位置 | 縦覧による |
| | | 容量 | 7.5㎥ |
| 施設の運営方法に関する事項 | 小売業を行う者の開店時刻 | | 午前９時 |
| | 小売業を行う者の閉店時刻 | | 午後９時45分 |
| | 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | | 午前８時30分から午後10時まで |
| | 駐車場の自動車の出入口 | 数 | ２箇所 |
| | | 位置 | 縦覧による |
| | 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | | 午前６時から午後10時まで |

5　届出の日
　令和７年９月19日
6　届出等の縦覧場所
　愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目１－２）
7　届出等の縦覧の期間及び時間
　令和７年10月17日（金）から令和８年２月17日（火）まで（日曜日、土曜日、令和７年12月29日から31日まで及び令和８年１月２日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時30分まで
8　意見書の提出期限及び提出先
　令和８年２月17日（火）
　愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定に基づき、愛知用水土地改良区定款の変更を令和７年10月17日認可した。

令和７年10月17日

愛知県知事　大　村　秀　章

---

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の４第１項の規定に基づき、県営土地改良事業（鹿伏兎地区）の緊急防災等工事計画を定めたから、次のように緊急防災等工事計画書の写しを縦覧に供する。

令和７年10月17日

愛知県知事　大　村　秀　章

1　期間
　令和７年10月20日から令和７年11月17日まで
2　場所
　津島市役所

---